

連携協力に関する包括協定書

学校法人九州学園福岡女子短期大学（以下「甲」という。）と社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、福祉及び教育の分野において相互に連携協力することにより、地域福祉の推進及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的達成を目指し、次の各号に掲げる事項について、相互に連携協力するものとする。

- (1) 地域福祉活動に関する事項
- (2) 人材の育成に関する事項
- (3) 情報の共有に関する事項
- (4) その他、必要と認められる事項

2 前項の具体的な実施方法等については、別に定める。

（連絡会議の設置）

第3条 前条に定める連携協力事項を円滑に進めるため、連絡会議を設置する。

2 連絡会議は定例を基本とし、詳細は別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲及び乙いずれからも改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項、又は本協定の各条項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して、別に定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年8月21日

学校法人九州学園福岡女子短期大学

社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会

学長

大瀬 隆陽

会長

佐伯 幸昭

